



みずほUSハイールドオープン Bコース（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／債券

第153期決算の分配金について

平素は、「みずほUSハイールドオープン Bコース（為替ヘッジなし）」（以下、「当ファンド」という場合があります。）をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、当ファンドは2017年4月7日に第153期決算を迎え、分配金を60円（1万口当たり、税引前（以下同じ）（第152期：100円））といたしましたのでご報告申し上げます。

なお、分配金引き下げの主な要因は次のとおりです。

1 当ファンドの運用状況は、米国ハイールド債市場の堅調推移を背景に良好であるものの、分配金の支払いを主因に、基準価額が低下傾向にあるため

※くわしくは、P.2 運用状況のコメントおよび【過去1年の基準価額の変動要因分解】をご参照ください。

2 分配可能額が減少傾向にあるため

※くわしくは、P.5【分配金の計算過程】の⑤をご参照ください。

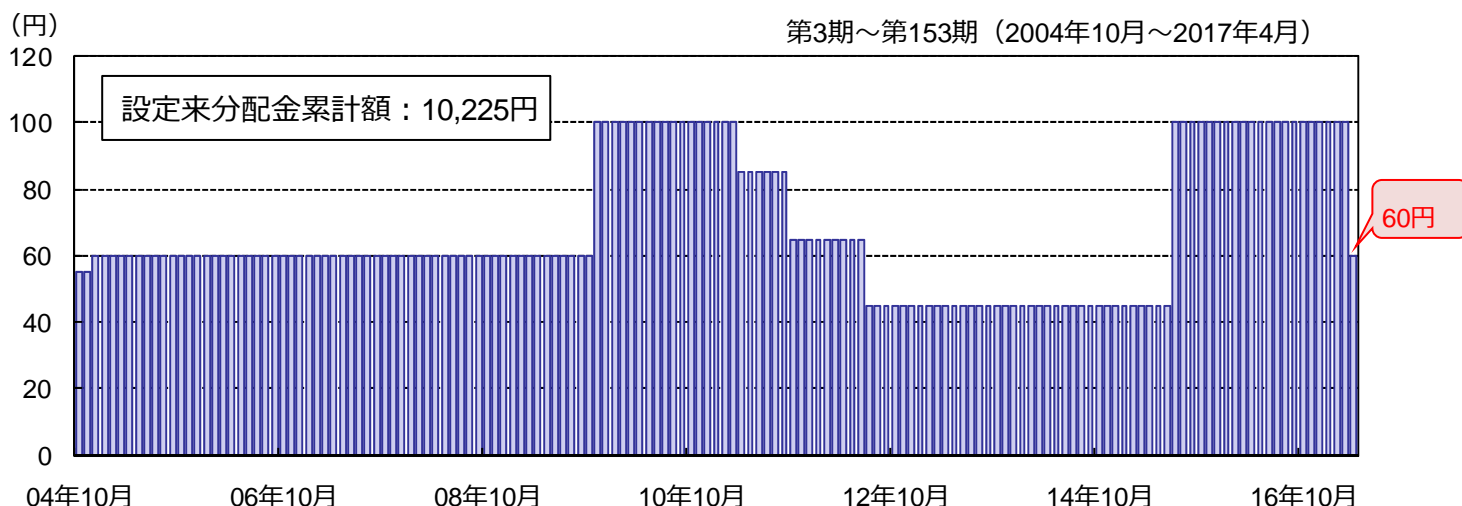
今後ともパフォーマンスの向上を目指してまいりますので、引続きのお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

第153期
(2017年4月)

60円

前期比：-40円
基準価額（分配金落ち後）
5,682円

【分配金の推移】



出所：アセットマネジメントOne

※第1期および第2期の決算日には、約款の規定により収益分配は行っておりません。

※上記は、当ファンドの過去の一定期間における分配実績を示したものであり、将来における運用成果や収益分配を示唆、保証するものではありません。分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づいて決定します。ただし、収益分配を行わない場合もあります。

※巻末の当資料のご利用にあたっての注意事項を必ずお読みください。

みずほUSハイールドオープン Bコース（為替ヘッジなし）の運用状況

◆運用状況（2016年4月～2017年3月）

分配金再投資基準価額は、資源価格が持ち直したことなどを背景に米国ハイールド債の価格が上昇、保有債券の利金収入等もプラス要因となり、過去1年間（2016年4月～2017年3月）で14.3%上昇しました。一方、分配金お支払い後の基準価額は過去1年間で436円下落しました。基準価額の下落は、当期間を通じて累計1,200円の分配金をお支払いしたことが主な要因です。

【運用実績】

（2004年6月29日（当ファンド設定日の前営業日）～2017年3月31日）



出所：アセットマネジメントOne

※当ファンド設定日の前営業日の当初元本（1万口につき1万円）を起点とする推移。

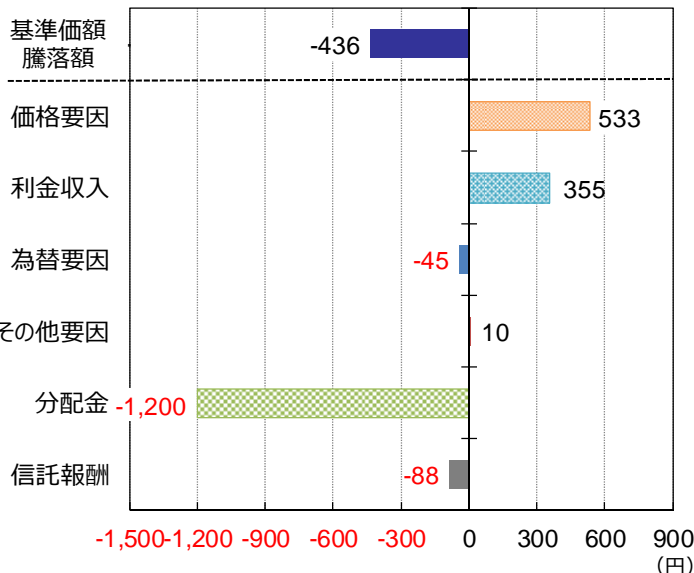
※基準価額および分配金再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の値です。分配金再投資基準価額は“決算時に収益分配があった場合に、その分配金（税引前）をファンドに再投資したものと仮定して算出した収益率”に基づく当ファンドの1万口当たりの基準価額を表します。一方、基準価額は、こうした修正を一切加えていない実際の1万口当たりの基準価額です。（投資信託は、収益分配があった場合に、その分だけ基準価額が下がる仕組みになっています。）

※基準価額の変動要因は、四捨五入のため、各要因の合計額が基準価額騰落額と一致しない場合があります。

※上記は、当ファンドの過去の一定期間における実績を示したものであり、将来における運用成果を示唆、保証するものではありません。また、将来における当ファンドの基準価額の変動要因を示唆、保証するものではありません。

【過去1年の基準価額の変動要因分解】

（2016年4月～2017年3月）



◆米ドル/円相場（2016年4月～2017年3月）

米ドルは対円で下落しました。

2016年4月以降の米ドル/円相場は、日米の金融政策への思惑や、英国国民投票において欧州連合（EU）離脱が決定したことなどを背景に、円高米ドル安が進行しました。2016年11月以降は、米大統領選挙後に期待インフレ率の上昇による米長期金利の上昇を受け、急速に円安米ドル高が進行しました。2017年に入ると、トランプ大統領が米ドル高に対する懸念を示唆したことや、新政権の政策の方向性を見極める動きが強まり、円高ドル安で推移しています。

◆今後の見通し（2017年3月末現在）

米国金融政策動向とトランプ政権による政策の実現性をにらみ、米ドルは対円ではもみ合いの展開を予想します。経済指標の改善基調が確認される中、トランプ政権の保護主義的な政策などが懸念される可能性もあるとみられます。また、ペンス米副大統領の来日による日本の麻生副総理との日米経済対話に関わる動向が注目されます。

【米ドル/円相場の推移】

（2016年3月31日～2017年3月31日、日次）



出所：ブルームバーグが提供するデータをもとにアセットマネジメントOne作成。

※上記グラフは過去の実績であり、将来の市場動向を示唆、保証するものではありません。

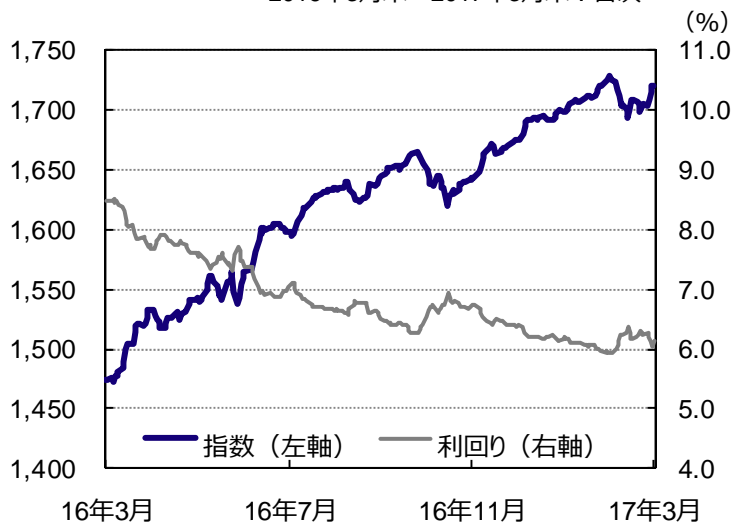
米国ハイールド債の投資環境について（2016年3月末～2017年3月末）

米国ハイールド債市場は上昇しました。

当該期初から2016年11月にかけては、世界的な低金利環境が継続する中、利回りを求める投資家需要などを背景に、堅調に推移しました。その後、米大統領選挙でトランプ氏が勝利し、公約に掲げた政策実現への期待が高まったことや、良好な企業決算などを背景に株式市場が上昇したこと、石油輸出国機構（OPEC）による減産合意を受けて原油価格が上昇したことなどから、上昇しました。対国債スプレッドは、大幅に縮小しました。格付け別では、BB格、B格、CCC格の全てにおいて上昇し、中でもCCC格の上昇が目立ちました。業種別では、エネルギーや素材などの上昇率が市場平均を上回った一方、小売やヘルスケアなどが市場平均を下回りました。

【米国ハイールド債の値動きと利回り推移】

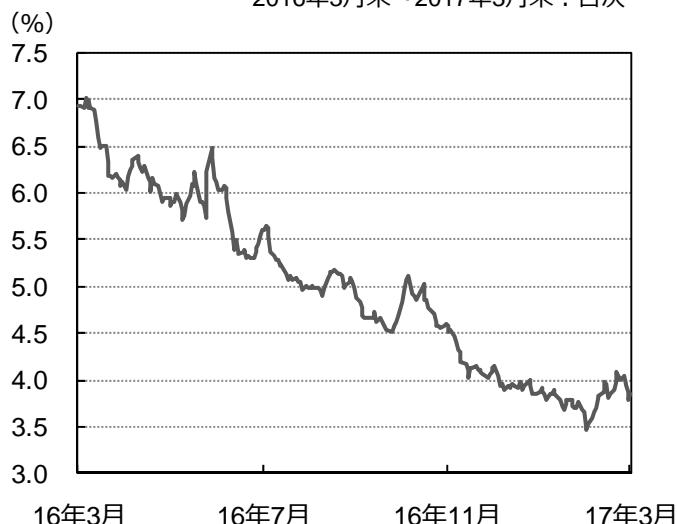
2016年3月末～2017年3月末：日次



	指数	利回り
2016年3月末	1,474.0	8.47%
2017年3月末	1,720.8	6.13%
騰落率	16.7%	-

【米国ハイールド債の対米国国債スプレッド*の推移】

2016年3月末～2017年3月末：日次



	対米国国債 スプレッド	米国国債 利回り
2016年3月末	6.93%	1.77%
2017年3月末	3.85%	2.39%

※米国ハイールド債はBofAメリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイールド・インデックスを使用。

*対米国国債スプレッドはOAS（オプション・アジャステッド・スプレッド）。繰上償還を考慮した米国国債との利回り格差のこと。

出所：ブルームバーグおよびBofAメリルリンチが提供するデータを基にアセットマネジメントOneが作成。

※上記は過去の実績であり、将来の市場動向を示唆、保証するものではありません。

今後の運用方針について

米国経済は緩やかな拡大基調を維持すると予想しますが、トランプ大統領の政策に対する期待感の後退やリスク回避的な市場環境への転換などには、留意が必要であると考えます。中長期的には、世界的な金融緩和を背景に低金利環境の継続が見込まれる中、相対的に高い利回りを求める投資家需要が一定程度見込まれ、米国ハイールド債市場は底堅く推移すると予想します。

業種配分は、素材セクターについて、金属・鉱山を含む資源価格全般の回復に前向きな見方をしている中、依然割安な水準で取引されている銘柄を中心に組入比率を高めにします。一方、通信セクターの中でも有線通信サービス関連の銘柄については、価格競争の激化や既に市場価格が想定していた水準に達してきていることなどから、組入比率を抑制します。

これらの環境を踏まえ、引き続き定性分析・定量分析に市場環境分析を加え、良質な資産と優良な経営陣を持つ企業を重点的に抽出し、的確な銘柄選択に努めることでリターンを追及して参ります。

※上記は「LA USハイールドボンドファンド」の運用を行うロード・アベット社から提供された資料に基づき、アセットマネジメントOneが作成したものであり、将来の市場環境等の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。

(ご参考) 利上げ局面における米国の各種資産のパフォーマンス

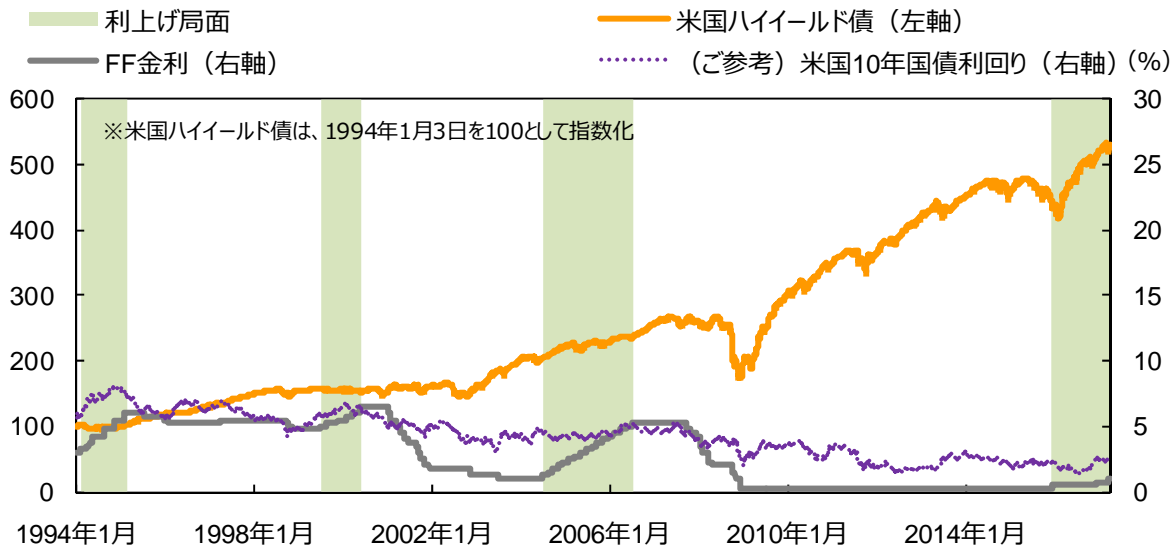
フェデラルファンド（FF）金利上昇局面における各資産の騰落率

期間	米国2年物 国債	米国10年物 国債	米国投資 適格社債	米国ハイ イールド債	米国 リート	米国 株式
1994/2/3～ 1995/2/1※	1.17%	▲7.11%	▲3.38%	▲1.86%	▲1.94%	0.67%
1999/6/29～ 2000/5/16	2.81%	0.53%	0.10%	▲2.13%	3.13%	9.65%
2004/6/29～ 2006/6/29	3.37%	3.43%	5.67%	15.36%	58.48%	16.22%
2015/12/15～ 2017/3/31	0.80%	0.69%	7.52%	21.24%	14.07%	18.88%

※米国2年物国債、米国10年物国債および米国リートの騰落率は、1994/1/31と1995/1/31の数値をもとに算出。

●米国2年物国債：シティグループ2年物米国債ベンチマーク（オン・ザ・ラン）インデックス ●米国10年物国債：シティグループ10年物米国債ベンチマーク（オン・ザ・ラン）インデックス ●米国投資適格社債：ブルームバーグ・パークレイズ米国社債インデックス ●米国ハイイールド債：BofA Merrill Lynch US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス ●米国リート：FTSE NAREIT オール・エクイティ・REIT・トータル・リターン・インデックス ●米国株式：S&P500種指数（配当込み）

FF金利上昇局面の米国ハイイールド債の推移
（1994年1月3日～2017年3月31日：日次）



指数の著作権等

・BofA Merrill Lynchは同社の配信するインデックスデータを現状有姿のものとして提供し、関連データを含めて、その適合性、品質、正確性、適時性、完全性を保証せず、またその使用においていかなる責任も負いません。またアセットマネジメントOne(株)およびそのサービスや商品について、推奨、後援、保証するものではありません。

・ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。パークレイズは、ライセンスに基づき使用されているパークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

・シティグループ2年物および10年物米国債ベンチマーク（オン・ザ・ラン）インデックスは、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

・FTSEおよびFTSE®は、London Stock Exchange Groupの商標であり、ライセンスに基づいてFTSEが使用しています。FTSE NAREIT オール・エクイティ・REIT・トータル・リターン・インデックス（以下「本指数」）は、FTSEの商標であり、本指数の算出、指数値の公表、利用など、本指数に関するあらゆる権利はFTSEまたはその関連パートナー会社に与えられています。FTSEは、本指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性について、明示的、黙示的を問わず保証するものではありません。また、算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、一切責任を負いません。

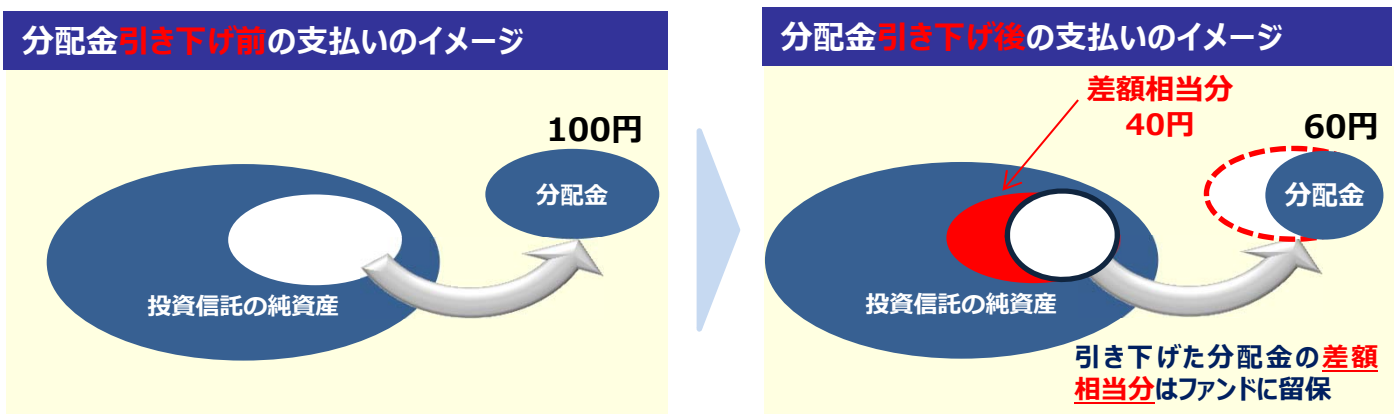
出所：ブルームバーグおよびBofA Merrill Lynchが提供するデータを基にアセットマネジメントOneが作成。

※上記は過去の実績であり、将来の市場動向を示唆、保証するものではありません。

Q1.なぜ、分配金を引き下げたのですか？

A1.当ファンドは、「原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、基準価額の水準および市況動向等を勘案して決定する」という方針にしたがい、毎決算時に分配金額を決定しています。これにより、当ファンドは分配金を引き下げることにいたしました。

当ファンドでは、投資対象資産（米ドル建てのハイイールド債）から得られる毎期の配当等収益（費用控除後）や有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）に加え、収益調整金や信託財産内に留保された分配準備積立金（下表①～④、以下同じ）を活用し、収益分配金をお支払いしてきました。しかしながら、分配金の支払いを主因に基準価額が低下傾向にあります。そのため、今後も安定した収益分配を継続的に行い、基準価額の下落を抑えて信託財産の成長を図るために、今般、分配金を引き下げることにさせて頂きました。なお、分配金引き下げによる差額相当分は、信託財産内に留保いたします。



【分配金の計算過程（1万口当たり、単位：円）】

	第148期 (2016/11)	第149期 (2016/12)	第150期 (2017/1)	第151期 (2017/2)	第152期 (2017/3)	第153期 (2017/4)	
① 配当等収益（費用控除後）	21	29	31	18	23	20	● 当期収益から 分配に使用できる額
② 有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	-	-	-	-	-	-	
③ 収益調整金	756	754	821	884	926	956	● 当期までに積立た た分配可能原資
④ 分配準備積立金	685	609	475	346	225	123	
⑤ 分配可能額（分配金支払い前） =①+②+③+④	1,463	1,393	1,328	1,249	1,175	1,100	● 当期分配できる額
⑥ 収益分配金額	100	100	100	100	100	60	● 当期の収益分配金

出所：アセットマネジメントOne

※小数点以下を切捨てているため、①～④の各項目の合計と⑤分配可能額（分配金支払い前）が一致しない場合があります。

※上記の表において、有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）の数値が「-」となっているものについては、有価証券売買等損益がマイナスもしくはプラスであったが全額が繰越欠損金に充てられたため、分配金原資が発生しなかったことを表しています。

※上記は、当ファンドの過去の一定期間における実績を示したものであり、将来における運用成果を示唆、保証するものではありません。

※第150期～第155期（2017/1～2017/6）における当ファンドの損益の状況（運用報告書）は、2017年8月頃に当社ホームページに掲載いたします。また、運用報告書（全体版）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。

※当資料作成時点においては、当該作成期間に係る当ファンドの監査は終了していません。

① 配当等収益（費用控除後）

投資信託が保有する信託財産からの利子や配当金を合計したものです。費用控除後の配当等収益は分配金の原資の一部となります。費用（信託報酬、監査費用等）は、配当等収益と有価証券売買益から按分控除されます。有価証券売買損益がマイナスの場合は、配当等収益からのみ控除されます。

② 有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）

追加型株式投資信託の場合、組み入れた有価証券を売却して得た損益（実現損益）に、期末の評価替えに伴う時価評価額と購入金額との差額（評価上の損益）を加えたものです。有価証券売買等損益には、売却による実現損益のほかに評価損益も含まれます。有価証券売買等損益がマイナスの場合は期末に繰越欠損金として計上され、プラスの場合は前期までの繰越欠損金を補填し、収益分配金支払い後、分配準備積立金に積み立てられます。

③ 収益調整金

追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

④ 分配準備積立金

①+②のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

⑤ 分配可能額

当期決算で収益分配金に充てることができる分配可能原資のことをいいます。

⑥ 収益分配金額

投資信託から直接還元される金額のことです。投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金の額は基準価額の水準、市況動向および分配可能原資等を勘案し、総合的な判断に基づいて委託会社が決定します。

Q2. 分配金額の変更は基準価額にどのような影響を与えますか？

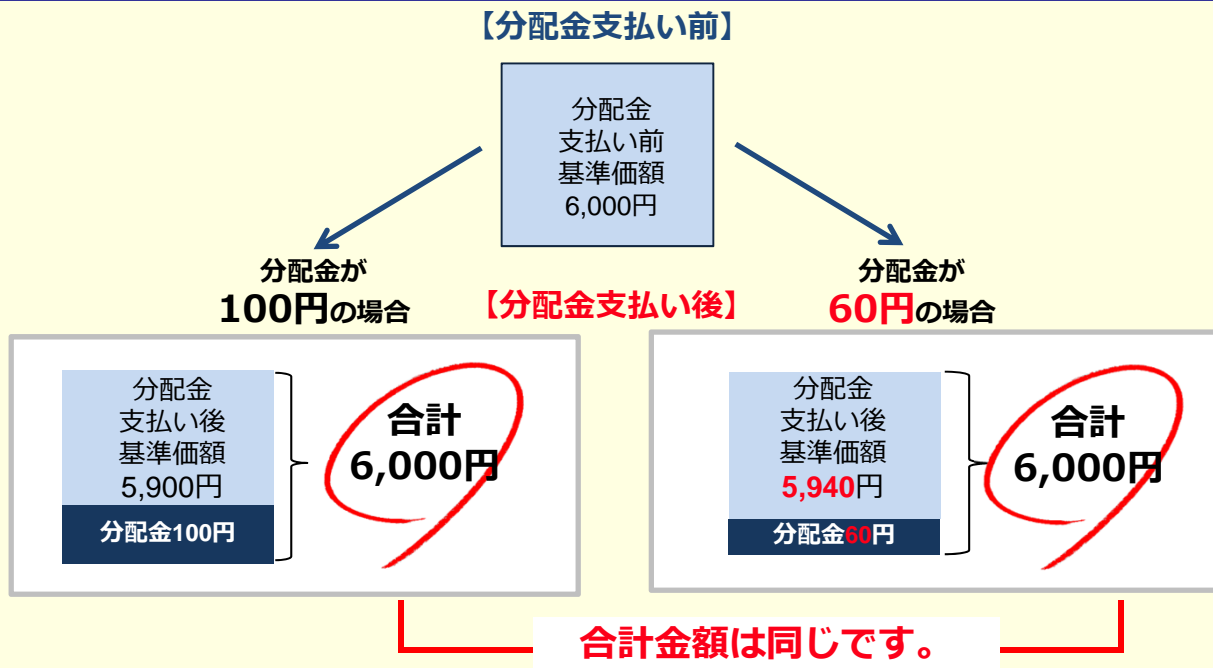
A2. 分配金額の変更（今回の場合は40円の引き下げ）は、分配金支払後の基準価額が分配金引き下げ前と比較して40円相当分高くなります。下図のように、投資家の皆様にとって経済価値が変わるものではありません。

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

例えば、分配金を100円から60円に引き下げた場合、引き下げた40円相当分は、信託財産内に留保され、分配落ち後の基準価額に反映されるため、分配金が100円の場合に比べて基準価額が40円相当分高くなります。

分配金と分配落ち後の基準価額の合計は、分配金の額にかかわらず分配落ち前の基準価額と同じになります。つまり、今回の分配金引き下げによって、投資者の皆さまにとって経済的価値が変わるものではありません。

基準価額と分配金の関係のイメージ



※分配金は、課税による影響は考慮していません。

※上記はイメージ図であり、将来における運用成果や収益分配を示唆、保証するものではありません。分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づいて決定します。ただし、収益分配を行わない場合もあります。

Q3. 分配金額の多いファンドのほうが投資成果が良いのですか。

A3. 分配金額の多寡のみでファンドの投資成果の良し悪しを判断することはできません。

お客さまにとっての投資成果は、投資期間の基準価額の騰落額とその間に受け取った分配金の累計額の合計となります。ファンドが収益分配を行うと、分配金額相当額がファンドの純資産から減少し基準価額も下落します。このように、お客さまの投資成果を測るには、基準価額の騰落も考慮する必要があります。

つまり、分配金額の多寡のみでファンドの投資成果の良し悪しを判断することはできません。

トータルリターンの考え方

投資信託を評価するときは、トータルリターンの観点から考えましょう。

2014年12月より、投資信託について「トータルリターン通知制度」がスタートしました。

トータルリターンとは、基準価額の値動きと分配金の双方を考慮し、ファンドの総合的な収益を表した数値です。お客さまが保有している当ファンドのトータルリターンは、販売会社から定期的にお知らせされる「トータルリターン通知」により、把握することができます。



トータルリターン（イメージ）



POINT 分配金だけではなく、基準価額の動向も注目し、総合的に損益状況を判断するのが重要です。

※上記はイメージ図であり、すべてを説明するものではありません。
 ※課税による影響は考慮していません。

■ ファンドの特色

主として米国の米国ドル建ての高利回り債（以下「ハイイールド債」といいます。）に投資を行い、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。

1. 米国の米国ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とします。

- ◆ 綿密な調査に基づく銘柄の選択と適度な銘柄分散によって信用リスク等をコントロールしつつ、高い利回りの享受を目指します。
- ◆ 各ファンドは、「LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

2. 為替ヘッジを行う「Aコース」と、為替ヘッジを行わない「Bコース」のいずれかを選択できます。*

※販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

- ◆ Aコースは、組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります。
- ◆ Bコースは、組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。
- ◆ AコースとBコースの間でスイッチング（乗換え）ができます。

※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。

※スイッチングの際は、購入時手数料は無手数料となりますが、換金時と同様に信託財産留保額（1口につき、換金請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%）および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。

- ◆ 各ファンドは、以下をベンチマークとします。

Aコース・・・BofAメリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ヘッジベース）※¹

Bコース・・・BofAメリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ベース）※²

※¹「BofAメリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ヘッジベース）」とは、The BofA

Merrill Lynch US Cash Pay High Yield Index（US\$ベース）からヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※²「BofAメリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ベース）」とは、The BofA Merrill

Lynch US Cash Pay High Yield Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

※BofAメリルリンチは同社の配信するインデックスデータを現状有姿のものとして提供し、関連データを含めて、その適合性、品質、正確性、適時性、完全性を保証せず、またその使用においていかなる責任も負いません。またアセットマネジメントOne（株）およびそのサービスや商品について、推奨、後援、保証するものではありません。

* ベンチマークは米国債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

3. マザーファンドの運用は、ロード・アベット社が行います。

- ◆運用の効率化を図るため、マザーファンドにおける運用指図に関する権限をロード・アベット社（正式名称：ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー）に委託します。

4. 毎月7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として毎月分配を目指します。

分配方針

- ◆分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ◆分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が基準価額の水準、市場動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とされない場合があることにご留意ください。

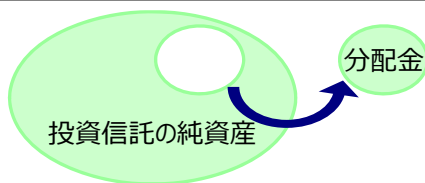
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向やファンドの資金動向等によっては、P.8～9のような運用ができない場合があります。

■ 収益分配金に関する留意事項

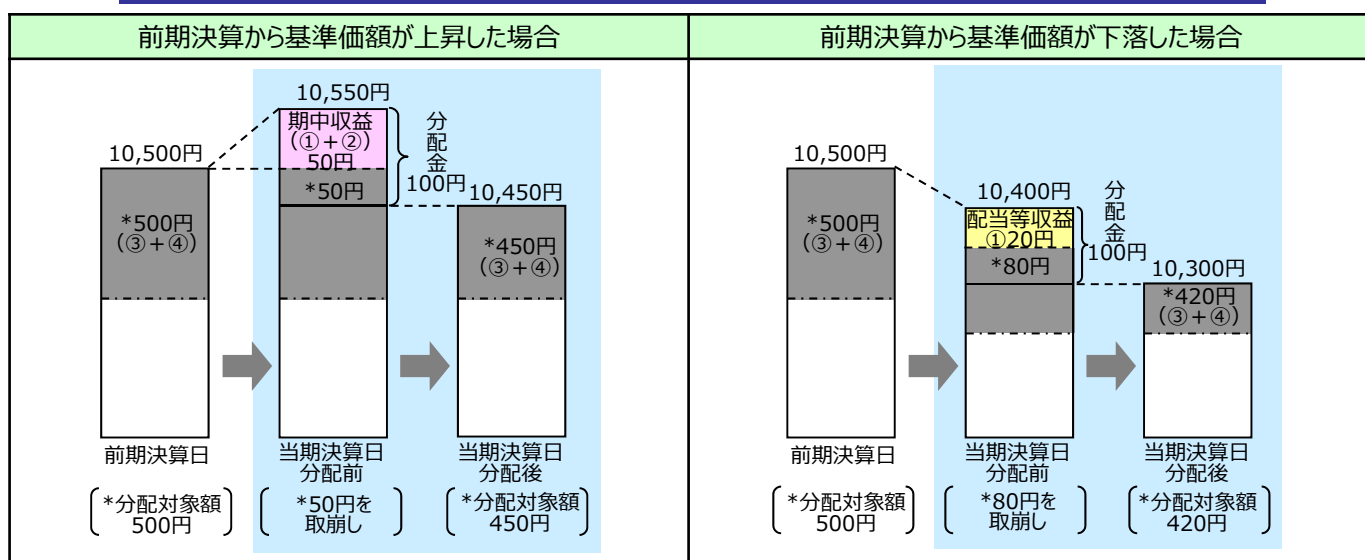
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



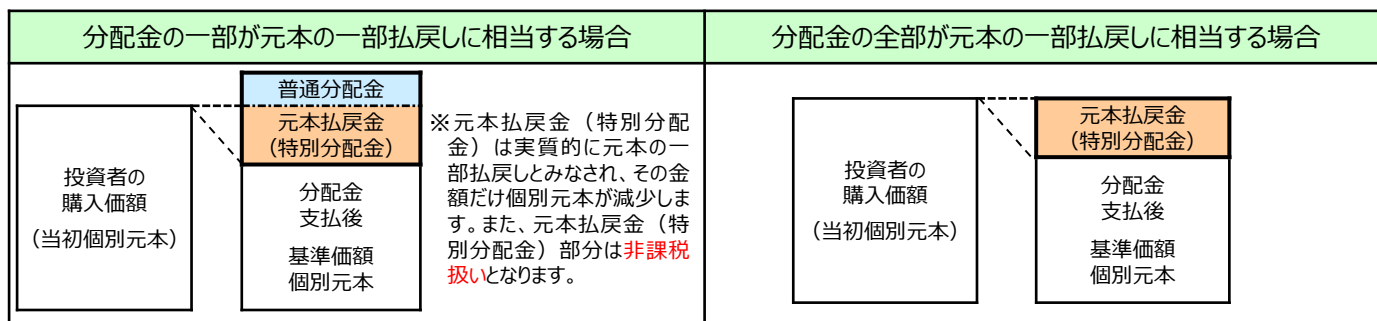
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益（①+②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ 基準価額の変動要因

各ファンドは、公社債などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。**

信用リスク

各ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる可能性も高いと考えられます。各ファンドが投資するハイイールド債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

為替変動リスク

Aコースでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります。Bコースでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

各ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、一般的に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さいため、投資環境によっては、機動的な売買ができない可能性があります。各ファンドが保有するハイイールド債等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「カントリーリスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

■ その他の留意点

- ◆各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆各ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。

■ お申込みメモ <詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。>

購入・換金のお申込み	販売会社・委託会社の休業日および購入・換金申込不可日を除き、原則として、いつでもお申し込みになれます。
購入・換金申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、購入・換金・スイッチングのお申込みができません。
購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。自動けいぞく投資コースの収益分配金は、決算日の基準価額で再投資されます。）
換金単位	1万口単位または1口単位 ※換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。 ※なお、上記の時間以前にお申込みが締め切られる場合があります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求等には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	無期限（2004年6月30日設定）
繰上償還	約款所定の信託終了事由が生じた場合には、信託を終了（繰上償還）させることがあります。
決算日	毎月7日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回の毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
スイッチング	販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

■ お客さまにご負担いただく手数料等について

購入時		
項目	費用の額・料率	費用の概要
購入時手数料	購入申込金額（購入申込口数に購入価額を乗じた額）に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※手数料率の 上限は3.24%（税抜3%） です。	商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価
スイッチング手数料	無手数料（なお、換金時と同様に信託財産留保額（1口につき、換金請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%）および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。）	－

換金時		
項目	費用の額・料率	費用の概要
信託財産留保額	1口につき、換金請求受付日の翌営業日の基準価額に対して、 0.2% の率を乗じて得た額	－

保有期間中（信託財産から間接的にご負担いただきます）

運用管理費用（信託報酬）

項目	費用の額・料率	費用の概要
運用管理費用（総額）	年率1.512%（税抜1.4%）	運用管理費用＝日々の純資産総額×信託報酬率 ※運用管理費用は毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
配分（税抜）	（委託会社） 年率0.8%～0.6%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	（販売会社） 年率0.5%～0.7%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
	（受託会社） 年率0.1%	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※運用管理費用の配分（税抜）は、以下の通り販売会社毎の純資産総額に応じて変動します。

販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の部分	0.8%	0.5%	0.1%
500億円以上の部分	0.6%	0.7%	

運用管理費用の委託会社分には、マザーファンドにおけるロード・アベット社の運用の対価等（各ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.375%）が含まれており、支払期日毎に支払われます。

その他の費用・手数料

主な項目	費用の概要
信託財産に関する租税	有価証券の取引のつど発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金にかかる税、有価証券の譲渡益にかかる税等
監査費用	監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理にかかる諸経費
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入る有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

※上記のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど（監査費用は日々）がかかります。

※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等（上限額等を含む）を表示することができません。

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■ ファンドの委託会社およびその他の関係法人の概況

加入している金融商品取引業協会を○で示しています。

■ 販売会社	金融商品取引業者／登録金融機関 登録番号	日本 証券業 協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業 協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	備考
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	○	○			□
安藤証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第1号	○				
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○		
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第43号	○				
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○				
第四証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○				
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号	○				
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	□
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○				
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号	○				
株式会社きらやか銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第15号	○				
株式会社西京銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第7号	○				
株式会社佐賀銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第1号	○		○		
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第1号	○				
株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第3号	○				
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号	○				
株式会社仙台銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第16号	○				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○		○		
第一勧業信用組合	登録金融機関 関東財務局長(登金)第278号	○				
株式会社第三銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	○				
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号	○				
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号	○		○		
株式会社東京都民銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第37号	○		○		
株式会社東邦銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第7号	○				
株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第8号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	○				
株式会社富山銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第1号	○				
株式会社富山第一銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第7号	○				
株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号	○				
株式会社北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第48号	○		○		
株式会社北都銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第10号	○				
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	○		○		
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号	○	○	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○		
株式会社琉球銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第2号	○				

※上記の表は、アセットマネジメントOne株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から、細心の注意を払い作成したものです。その正確性、完全性を保証するものではありません。

※備考欄の「□」は、現在、当ファンドの新規の募集・販売を停止している販売会社を示しています。

※お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。

※巻末の当資料のご利用にあたっての注意事項を必ずお読みください。

■ ファンドの委託会社およびその他の関係法人の概況

- 委託会社 アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
 加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
 信託財産の運用指図等を行います。
- 受託会社 みずほ信託銀行株式会社
 信託財産の保管・管理等を行います。

当ファンドをお申込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りになり、投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が当ファンドへの投資に関してご判断ください。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、アセットマネジメントOne（以下、当社といいます。）が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の作成にあたり、当社は、情報の正確性等について細心の注意を払っておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料中の運用状況に関するグラフ、図表、数字および市場環境や運用方針等は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動、運用成果等を保証するものではなく、また将来予告なしに変更される場合もあります。
- 投資信託は、信託財産に組み入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者にかかる信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元金を割り込むことがあります。
- 運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。